

一般廃棄物処理業等の許可及び更新の申請手続に関する要領

令和5年2月9日

宝塚市環境部クリーンセンター

(目的)

第1条 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第21条に規定する一般廃棄物処理業等の許可及び更新の申請手続について、申請の方法、提出書類の内容及びその提出方法を明確にすることで事務処理の円滑化を図る。

(申請方法)

第2条 一般廃棄物処理業許可の許可又は許可の更新を受けようとする者は宝塚市クリーンセンター業務課の窓口へ、浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は宝塚市クリーンセンター管理課の窓口へ申請書及び添付書類を直接持参すること。それぞれの窓口で申請書内容、必要書類を確認の上、申請を受付ける。申請書に不備、書類の不足等がある場合は補正を求める。

(手数料)

第3条 申請の受付にあわせて手数料も納付すること。不許可の場合であっても手数料は返還しない。

(提出書類)

第4条 規則第21条2項に規定する提出書類のうち、納税証明書、印鑑証明、事業用地及び施設等の所有権を有することを証明する書類については、各書類の証明日が申請日から3カ月以内の原本を提出すること。

2 規則第21条2項に規定する提出書類のうち、決算書、収支状況明細書については、申請日から3カ月以内の原本証明のあるものを提出すること。

(申請期間)

第5条 許可更新の申請手続きの場合は、許可期限の1か月前までの間に申請を行うこと。

(一般廃棄物処理業の申請様式等)

第6条 一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新の申請手続に必要な申請書等は次の通りとする。

根拠	様式	表題等	許可	更新
第21条1項	様式第1号	一般廃棄物処理業許可(更新)申請書	○	○
第21条2項1号	同1号の2	宝塚市において使用しようとする自動車	○	○
	同1号の3	主な器材の名称及び数量	○	○
	同1号の4	従業員の名簿	○	○
	同1号の5	法人役員の名簿	○	○

	同 1 号の 6	収集、運搬及び処分の方法	○	○
	同 1 号の 7	業務経歴	○	○
	同 1 号の 8	作業区域、受持戸数及び 1 日の作業能力	○	○
	同 1 号の 9	取扱料金その他参考事項	○	○
	同 1 号の 10	営業所（事務所）車庫の所在地付近見取り図	○	○
同 2 号		住民票又は定款、登記事項証明書	○	○
同 3 号	様式第 2 号	誓約書	○	○
同 4 号		納税証明書（法人税、所得税、消費税）	○	○
同 5 号		印鑑証明書	○	※
同 6 号		事業用地、施設の所有権又は権原を有する証明	○	※
同 7 号		施設、機材の構造を明らかにする図面及び写真	○	※
同 8 号		事務所、事業場、洗車場の付近見取り図	○	※
同 9 号		業務用自動車の自動車検査証	○	○
同 10 号		他に廃棄物処理業の許可を受けていれば許可証写し	○	○
同 11 号		一般廃棄物の運搬を業とする者は通過経路の図面	○	※
同 12 号		事業施設周辺住民との協議済報告書	○	※
同 13 号		一般廃棄物排出事業者一覧表		○
同 14 号		決算書又はそれに代わる収支状況明細書	○	○
同 15 号		その他市長が特に必要があると認める書類	※	※

※については許可申請時から変更がある場合、又は市から指示があった場合に提出
（浄化槽清掃業の申請様式等）

第 7 条 浄化槽清掃業の許可又は許可の更新の申請手続に必要な申請書等は次の通りとする。

根拠	様式	表題等	許可	更新
第 21 条 1 項	様式第 1 号	浄化槽清掃業許可（更新）申請書	○	○
第 21 条 4 項 1 号		住民票又は定款、登記事項証明書	○	○
第 21 条 4 項 2 号	様式第 2 号	誓約書	○	○
第 21 条 4 項 3 号		浄化槽清掃に関する知識、技能及び経験の書類	○	○
第 21 条 4 項 4 号		その他市長が特に必要があると認める書類	※	※

※については許可申請時から変更がある場合、又は市から指示があった場合に提出